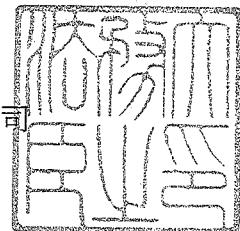


法務省刑国第136号
平成31年2月7日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新 海 聰 様

法務大臣 山 下 貴



裁決書謄本の送付について

平成30年3月26日付けをもって貴殿から提起された審査請求について裁決したので、行政不服審査法第51条第1項、第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2303号室

氏 名 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新 海 聰

上記審査請求人から平成30年3月26日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく行政文書不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

平成29年12月27日付け法務省刑国第608号において、法務大臣がした決定については、理由の提示に不備があり、これを取り消す。

事案の概要

審査請求人は、平成29年7月12日受付の行政文書開示請求書をもって法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、法第3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる各文書について開示請求を行い、これに対して処分庁が、本件開示請求に係る対象文書を特定し、そのうち、同年9月11日付け法務省刑国第406号及び同年12月27日付け法務省刑国第607号により、それぞれ一部開示決定を行い、別紙の2に掲げる各文書について、法第9条第2項の規定に基づき、同日付け法務省刑国第608号により、不開示決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、審査請求人が原処分に対して不服を申し立てたものである。

不服の要旨

1 審査請求の趣旨

法第3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月27日付け法務省刑国第608号により処分庁が行った原処分について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1） 審査請求書



ア 原処分は、開示した場合に予想される支障について、法第5条第3号及び第5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。

イ 上記と関連するが、なぜ該当文書の公開が法第5条第3号及び第5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。

(2) 意見書

ア 不開示文書が特定されていないことについて

法第5条第2項によって行政文書ファイルの作成が行政機関の長に義務付けられているのは、単に能率的な事務の処理と文書の管理を行政内部で的確に行わせることを目的とするだけでなく、文書の特定によって市民が的確に公文書の開示請求ができる意図するとともに、公文書の的確な管理状況を市民が監視できるようにすることで、市民の情報公開を求める権利を実現しようとするところにある。かかる観点から見れば、文書の名称を不開示とすることは、公文書の管理状況を市民が監視することすら不可能にするものである。

イ 該当文書の公開が法第5条第3号及び第5号の支障発生の根拠となる、という主張には合理性がないことについて

(ア) 仮に原処分の内容が特定されているとしても、なぜ該当文書の開示が法第5条第3号及び第5号に該当するかについての説明には合理性がない。

(イ) F A T F 並び加盟35か国・地域と2つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。すなわち、F A T Fは活動について毎年A n n u a l R e p o r t を作成するだけではなく、年1回行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、複数の省庁にはF A T F関連ページがあり、少なくとも結果については既に公表されている。このように、既に多くの情報は公にされているのであって、本件文書についてのみ、法第5条第3号、第5号に該当するかについての合理的な説明はない。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている。」とする具体的な根拠を示していない。仮に、「対外的に公表されないことを前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報」が対象情報に含まれていたとしても、その部分のみ不開示にすればよいだけであり、タイトルやその他記載部分まで不開示にする合理性はない。

(エ) 会合文書に関する我が国において作成された文書について、「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はない。諮問庁は理由説明書の中で「会合文書に関する我が国において作成された文書は、会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含む」としか述べていない。本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度のF A T F関連文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることは、法の趣旨に反するし、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するものではない。

(オ) 諮問庁は理由説明書の中で「他の加盟国等との協議等に係る文書等は対外的



に公表されないことを前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換等の情報を含む」としているが、実際に「対外的に公表されないことを前提」という具体的な根拠を示していない。仮に、「対外的に公表されないことを前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換等の情報」が含まれていたとしても、その部分のみ非開示にすればよいだけであり、上記（ウ）と同じく、タイトルまで不開示にする合理性がない。

ウ 上記より、不開示文書はいまだ特定されていないため違法であるし、仮に諮詢窓口が今後特定したとしても法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するとした判断は違法である。

裁決の理由

1 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる各文書であるところ、処分庁において、別紙の2に掲げる各文書は、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するとして、不開示決定したものである。

2 原処分の妥当性について

法第9条第1項及び第2項に基づき、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法第8条第1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。その際、当該通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とした部分が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかについて、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び各不開示部分を特定できる記載（文書名等）がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

本件対象文書中には、会議結果概要や法務省内の関係部局等への協議文書を始めとする400件以上の多種多様な文書が含まれているところ、原処分の「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載は、「別紙の1（1）ないし（5）の行政文書ファイルに綴られている文書であって、第406号決定及び第607号決定により開示決定された文書以外の文書」という漠然としたものであり、また、「第406号決定及び第607号決定により開示決定された文書」についても、どのような文書を指すのか具体的に明示されているとはいえないことから、原処分において、具体的にどのような文書が特定されたのかが不明であった。さらに、不開示とした理由についても、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」と抽象的に記載されるにとどまっており、原処分では、本件対象文書中の個別の文書に即した不開示情報該当性に関する説明が具体的になされているとは認め難い。

仮に、文書の名称を明らかにすることで、その内容を容易に想像される余地があり、不開示文書の名称を明らかにすること自体が、公にすることが想定されていないFATFにおける議論の内容や我が国における取組状況、我が国と協議を行った他の加盟



国等の名称やその議論の内容等を明らかにすることになるという事情があったとしても、文書の内容を抽象化して記載するなどの方法により、どのような文書が対象とされたかを示し得ると考えられる。そのため、このような「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載をやむを得ないものということはできず、結局、同項の記載では、いかなる行政文書がいかなる理由で不開示とされたのかが不明である。

したがって、原処分は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示の要件を欠いており、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときには、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとする法第9条第2項の趣旨に照らし、取り消すべきである。

3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するとして、不開示とした原処分については、理由の提示に不備があり、取り消すべきであると判断した。

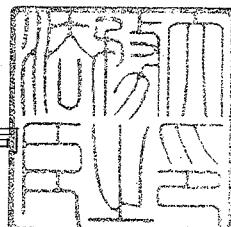
なお、原処分に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同趣旨の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

平成31年2月7日

法務大臣 山下貴司



別紙



1 本件請求文書

- (1) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成 25 年度 準備及び結果に関する文書 6」
- (2) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成 26 年度 金融作業部会関係 (FATF)」
- (3) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成 27 年度 金融作業部会関係」
- (4) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成 28 年度 金融作業部会関係」
- (5) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成 29 年度 金融作業部会関係」

2 本件対象文書

- (1) 「平成 25 年度 準備及び結果に関する文書 6」に綴られている文書であって、平成 29 年 9 月 11 日付け法務省刑国第 406 号及び同年 12 月 27 日付け同第 607 号で開示決定された文書以外の文書
- (2) 「平成 26 年度 金融作業部会関係 (FATF)」に綴られている文書であって、平成 29 年 9 月 11 日付け法務省刑国第 406 号及び同年 12 月 27 日付け同第 607 号で開示決定された文書以外の文書
- (3) 「平成 27 年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成 29 年 9 月 11 日付け法務省刑国第 406 号及び同年 12 月 27 日付け同第 607 号で開示決定された文書以外の文書
- (4) 「平成 28 年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成 29 年 9 月 11 日付け法務省刑国第 406 号及び同年 12 月 27 日付け同第 607 号で開示決定された文書以外の文書
- (5) 「平成 29 年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、平成 29 年 9 月 11 日付け法務省刑国第 406 号及び同年 12 月 27 日付け同第 607 号で開示決定された文書以外の文書

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成31年2月7日

法務省刑事局国際刑事管理官 柴田紀子

